

自転車運転者講習制度

※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるよう命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：6,000円

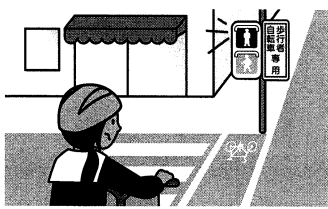
受講の対象となる危険行為（15項目）

凡例/法：道路交通法

信号無視

法第7条違反

信号機の信号に従わない行為



通行禁止道路(場所)通行

法第9条第1項違反

歩行者用道路など、道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所を通行する行為



歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反

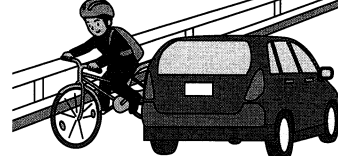
自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しない行為



歩道通行や車道の右側通行など

法第17条第1項、第4項又は第6項違反

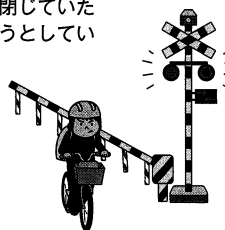
車道と歩道などが区別されている道路で歩道を通行したり、車道の右側を通行する行為



しゃ断踏切への立入り

法第33条第2項違反

しゃ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報器が鳴っている時に踏切に立ち入る行為



一時停止違反

法第43条違反

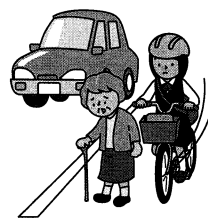
一時停止の標識などを無視して、停止線の手前で停止することなく交差点に進入したり、交差点を通行する車両などの通行を妨げる行為



路側帯での歩行者妨害

法第17条の2第2項違反

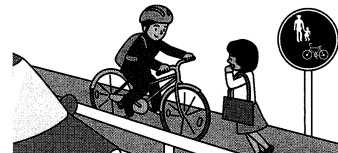
道路左側の路側帯を通行するときに、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で運転する行為



歩道での歩行者妨害など

法第63条の4第2項違反

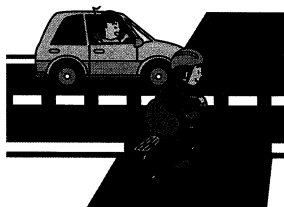
自転車通行可の歩道で、徐行しなかったり、歩行者の通行を妨げそうなのに一時停止しないなどの行為



左方車優先妨害・優先道路通行車妨害など

法第36条違反

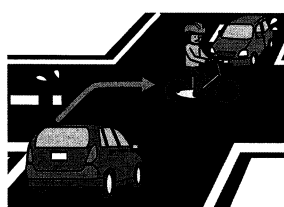
信号のない交差点で、左から通行する交差車両や優先道路などを通行する車両などの進行を妨げたり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為



右折時の直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反

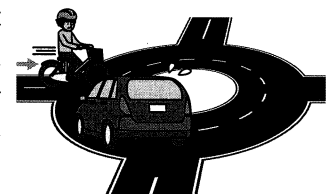
交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両などの通行を妨げる行為



環状交差点通行車妨害など

法第37条の2違反

環状交差点を通行する車両などの通行を妨げたり、環状交差点に入ろうとするときに徐行しないなどの行為



酒酔い運転

法第65条第1項違反

酒に酔って自転車を運転する行為



制動装置不良自転車の運転

法第63条の9第1項違反

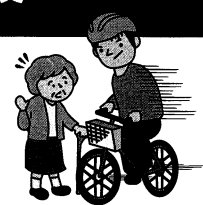
前輪または後輪にブレーキを備えていなかったり、ブレーキのきかない自転車を運転する行為



安全運転義務違反

法第70条違反

確実な運転操作や安全確認をせず、他人に危害が及ぶような速度と方法で自転車を運転する行為など



妨害運転

法第117条の2の2第11号違反

他の車両等の通行を妨害する目的で、幅寄せや進路変更をしたり不必要な急ブレーキをかけるなど、交通の危険を生じさせるおそれのある行為



その他これらの運転も違反になります。

鳥根県道路交通法施行細則第15条違反
罰則：5万円以下の罰金

イヤホン使用などにより、必要な音が聞こえない状態の運転



傘さし運転



携帯電話を使用している状態の運転

